



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 第一稀元素化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 剛
(コード番号 4082 東証第二部)
問合せ先 総務部長 水野 貴雄
TEL. (06) 6682-1261

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できること、また適切な人材を積極的に確保することを目的として、会社法第 426 条第 1 項の規定により、役員の実任につき法令の限度において、取締役会の決議によって一部を免除することができる条文を新設するものであります。また、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になりましたので、同様の目的で定款第 31 条及び第 42 条の一部を変更するものであります。なお、定款第 31 条の条文の新設及び変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (8) (条文省略) (新 設) (9) 前各号に付帯関連する一切の事業	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (8) (現行どおり) (9) <u>貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、内航海運業、港湾運送事業及び通関業</u> (10) (現行どおり)
(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第 31 条 (新 設)	(<u>取締役の責任免除</u>) 第 31 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であったものを含む) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第 4 2 条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p><u>2.</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除) 第 4 2 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2.</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 23 日（木）
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 23 日（木）

以上